

平成 29 年度版 木島平中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 7 月策定

平成 26 年 8 月施行

1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめ問題はますます複雑化・潜在化する傾向にあります。

こうした中、改めて、全教職員がいじめ行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 26 年 2 月には、「長野県いじめ防止基本方針」が策定されました。

このことを受け、いじめ根絶に向けた木島平中学校におけるいじめ防止等の対策措置に関する基本的な方針「木島平中学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

【いじめ根絶に向けて共有する事項】

- ◇いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し児童生徒の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせる。
- ◇いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童生徒にも起こり得るものであり、どの児童生徒も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をはらんでいる。
- ◇「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」、いじめは「どの子ども、どの学校でも起こり得る」事を念頭に置いて対処する。
- ◇児童生徒の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関と連携し「いじめ根絶」に向けて組織を上げて取り組む。

目 次

I	いじめ防止等の基本的な方向	
1	いじめの定義	1
2	いじめ防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめ防止	1
(2)	いじめの早期発見	1
(3)	いじめに対する措置	1
II	いじめ防止等のための対策	
1	いじめ防止等のための組織	1
2	いじめ防止等に関する措置	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	3
(4)	ネット上のいじめへの対応	4
3	その他の事項	5
(1)	組織的な指導体制	5
(2)	校内研修の充実	5
(3)	校務の効率化	5
(4)	いじめ防止の取り組みの点検・充実	5
(5)	地域や家庭との連携	5
(6)	関係機関との連携	5
4	重大事態への対応	6
5	保護者、地域との連携	6
III	いじめ防止等の対策に関する重要事項	6
IV	いじめ防止等の対策に関する資料	
	・年間を見通したいじめ防止指導計画（例） 別紙1	7
	・いじめられた児童生徒の発するサイン（例） 別紙2	8
	・いじめた児童生徒の発するサイン（例） 別紙3	9
	・教室内でのいじめサイン（例） 別紙4	9
	・家庭でのいじめのサイン（例） 別紙5	9
	・地域との連携から察知するいじめのサイン 別紙6	10
	・いじめ報告書（例）	11
	・いじめ対応に係る事実確認票（例）	12
	・木島平小学校「いじめ防止対策基本方針」一覧	13

